

労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長のお知らせ

災害救助法が適用された市町村に住所地を有する労災保険年金・特別遺族年金受給者の皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村(東京都の区域を除く。)に住所地を有する皆様の定期報告書(労災就学等援護費の定期報告書を含む。)の『提出期限』(通常は6月30日)が平成23年8月31日に延長されることとなりました。

○提出期限が平成23年8月31日に延長されました。

提出期間は、平成23年6月1日から平成23年8月31日となります。

同封の定期報告書、記入要領及び封筒には、「提出期間が平成23年6月1日より平成23年6月30日まで」と印字されていますが、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間にご提出ください。

○添付書類(診断書、戸籍、住民票等)の提出について

定期報告書の添付書類(診断書、戸籍、住民票等)について、個別のご事情によりご提出が困難な方は、労働基準監督署にご相談ください。

なお、定期報告書の添付書類は、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間に作成されたものを提出して頂くこととなりますので、ご注意ください。